

「大学等への修学支援の措置に係る学修意欲等の確認の手引き（高等学校等向け）」
による支援対象の候補者の推薦に当たってのQ & A

Q 1. この手引きは、誰を対象として作られたものですか。

A 1. 「大学等への修学支援の措置に係る学修意欲等の確認の手引き（高等学校等向け）」（以下「手引き」という。）は、高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び専修学校の高等課程をいう。以下同じ。）の教職員の方々を対象として策定されたものです。

Q 2. この手引きの目的は、どのようなものですか。

A 2. 高等教育の修学支援新制度では、大学等（大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校の専門課程をいう。以下同じ）へ進学（高等専門学校においては4年次へ進級）する前に、高等学校等から独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）へ支援を希望する生徒等を推薦いただくことにより、給付型奨学金の支援対象の候補者として決定する「予約採用」を実施します。
この手引きは、この予約採用の手続きにおいて各高等学校等が学修意欲等（進学前の明確な進路意識と強い学びの意欲をいう。以下同じ。）の確認を行う際の基本的な考え方を示すものです。

Q 3. 従来の給付型奨学金では、各高等学校等がそれぞれ推薦基準を定めていましたが、新制度でも各高等学校等で定める必要があるのでしょうか。

A 3. 今回の高等教育の修学支援新制度においては、安定財源を基に行う制度のため、支援対象者の絞り込みを行うことを想定しておらず、平成29年度から実施されている従来の給付型奨学金のように、各高等学校等で推薦基準を定めていただく必要はありません。
この手引きにより生徒等の学修意欲等を確認した上で、機構への推薦をお願いします。

Q 4. 評定平均値が3.5以上である場合と3.5未満である場合は、どのように違うのでしょうか。

A 4. 今回の高等教育の修学支援新制度においては、高等学校等での在学時の成績だけで否定的な判断をせず、明確な進路意識と強い学びの意欲が確認できれば支援の対象とすることとしています。

支援を希望する生徒の申請時までの評定平均値が3.5以上である場合、高等学校等における当該生徒の日常的な学習状況等を踏まえ、支援対象者の候補者として推薦することができますので、奨学金の手続きとの関係で、学修意欲等の確認に係るレポートや面談の記録を残していただく必要はありません。

評定平均値が3.5未満である場合、本制度においては、進学後、しっかりと学修することが求められることを十分に踏まえ、この手引きに沿って、明確な進路意識と強い学びの意欲を確認し、そのレポートや面談等の記録を残していただく必要があります。

Q 5. レポートや面談等の記録は、機構へ提出する必要があるのでしょうか。

A 5. レポートや面談等の記録を機構へ提出する必要はありません。

ただし、インターネットを通じて当該生徒等を機構へ推薦する際に、学修意欲等を確認できた旨を報告いただくことになります。

Q 6. レポートや面談票の様式は、必ず、手引きの別紙1又は別紙2の様式を用いなければならないのでしょうか。

A 6. 必ずしも手引きの別紙1・別紙2の様式を用いる必要はありません。

例えば、各高等学校等において、進路指導上、既に作成している様式等があれば、これをそのまま、または加筆・修正して学修意欲等の確認に用いていただいて差し支えありません。

ただし、その場合であっても、手引きの「(2) レポート又は面談等による確認について」に示された各項目について、それぞれに示された観点が述べられているかを確認できるものである必要があります。

Q 7. 既に他の目的による面談を実施していた場合、当該面談の結果を利用することは可能でしょうか。

A 7. 進路指導のための面談など、推薦する年度（今年度）になってから既に面談等を実施している場合、その結果を利用することは差し支えありません。

ただし、前述のとおり、手引きの「(2) レポート又は面談等による確認について」に示された各項目について、それぞれに示された観点が述べられているかを確認できるものを記録として残していただく必要があります。

Q 8. 生徒から提出されたレポートを見ると「②進学後の学修継続の意志」は明確に述べられていますが、「①進学目的（進学後の将来の展望を含む。）」は抽象的な表現にとどまっています。このような場合であっても、推薦することは可能でしょうか。

A 8. 推薦に当たっては、「①進学目的（進学簿の将来の展望を含む。）」と「②進学後の学修継続の意志」とを総合的に判断していただくこととなります。仮に表現が抽象的であったとしても、進学目的等が自身の言葉で表現できており、進学後にしっかりと学ぼうとする意欲が認められれば、総合的に見て学修意欲等がある者として判断して差し支えありません。

Q 9. 高等学校を卒業後2年以内の者も推薦の対象となるとのことですが、この場合も在学中の者と同様の考え方で推薦することになるのでしょうか。

A 9. 現に進学準備中の高等学校等既卒者についても、卒業後2年以内であれば推薦の対象となり、卒業した高等学校等から推薦をいただくこととなります。推薦に当たりましては、在学生と同様の考え方により学修意欲等を確認し、推薦いただくようお願いします。

Q 10. 高等学校等において行う申請受付や推薦に関する他の業務については、どのように知らされるのでしょうか。

A 10. 令和元年度に実施する給付型奨学金の予約採用に関しては、機構から順次、関係書類が各高等学校等へ送られる予定です。

申請受付や推薦等に係る他の業務の詳細につきましては、これらの書類や、機構の学校担当者向けのホームページ等でご確認ください。

Q11. 評定平均値が3.5以上であっても、素行不良の生徒や、学修意欲等がないことが明らかな生徒から申請がありました。このような生徒であっても、学修意欲等があるものと見なして推薦をしなければいけないのでしょうか。

A11. 学修意欲等の確認は、進学後の明確な進路意識と強い学びの意欲があるかを総合的に判断することによって行いますので、日常的な学習状況や進路指導などで、学修意欲等が認められなければ、必ずしも推薦しなければならないものではありません。

Q12. 一度、進学前の予約採用において高等学校等から推薦されず、採用候補者となることができなかつた場合には、大学等への進学後に在学採用へ申請し、採用されることはできないのでしょうか。

A12. 進学前の予約採用を申請して採用されなかつたとしても、大学等へ進学した後に改めて在学採用に申請することは妨げられません。

この場合であっても、改めて推薦・選考の上、要件を満たす者として確認されれば支援の対象となることができます。

Q13. 評定平均値が3.5以上の生徒等であっても、レポート又は面談等により学修意欲等を確認したいのですが、問題ありますか。

A13. 各高等学校等の判断において、評定平均値が3.5以上の生徒に対しても、レポート又は面談等により学修意欲等を確認することは差し支えありません。

Q14. レポートや面談等の結果、高等学校等として推薦ができないとの結果になった場合、生徒や保護者にどのように伝えればよいのでしょうか。

A14. 推薦できないと決定した後は、なるべく速やかに理由を含めて生徒や保護者にしっかりと伝えていただくとともに、適切に進路指導を行っていただくことが必要です。

Q15. レポートや面談票は、求めがあった場合には高等学校等から進学先の大学等へ提供する必要があるのでしょうか。また、予約採用時に意欲等が確認できず推薦できなかった場合、在学採用を行う大学等から、高等学校等時点での推薦の判断を尋ねられた際に、推薦できなかった旨を伝えて良いのでしょうか。

A15. 在学採用においては、大学等で進学後の学修意欲等を確認し、推薦いただくこととなります。この際、かつて在学していた高等学校等での確認内容を進学先の大学等で確認いただくことは想定していません。したがって、高校等から大学等への予約採用時のレポートや面談票の提供や、推薦の可否の結果の教示は必要ないものと考えます。

Q16. 学修意欲等のために提出を求めたレポートや、面談等を実施した際に作成した面談票は、確認後、保管する必要があるのでしょうか。あるとすれば、何年間保管すればいいのでしょうか。

A16. レポート又は面談票は、確認した旨の記録として、作成された翌年度の始期から起算して3年間は各高等学校等において保管してください。

なお、保存期間の「3年間」とは、現行の日本学生支援機構の貸与型奨学金の在学採用に関する奨学生推薦関係書類の保存期間を踏まえて設定しているものですが、各高等学校等において他に文書の保管期間に関する定めがあれば、これを適用し、3年間を超えて保管することを妨げるものではありません。